指定障害者支援施設
運 営 規 程

社会福祉法人 下伊那社会福祉会

高 森 荘

障害者支援施設 高森荘 運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人下伊那社会福祉会（以下「事業者」という。）が開設する高森荘（以下「施設」という。）において実施する指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の職員が支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　施設は、利用者の意向、趣向、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとする。

２　施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めるものとする。

３　施設は、サービスの実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。

４　施設は、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況に応じて、支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。

５　施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいよう説明を行うものとする。

６　施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

７　施設は、利用者の必要な時に必要なサービスの提供ができるように努め、正当な理由がなく施設障害福祉サービスの提供を拒まないものとする。

８　施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

９　施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

10 施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、指定特定相談支援事業者等と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じる。

11 施設は、利用者の当該施設以外における指定障害福祉サービス等利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、指定特定相談支援事業者等と連携を図りつつ、必要な援助を行う。
12 施設障害福祉サービスの提供に当たっては、前 11 項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 24 年長野県条例第 62 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定障害者支援施設における施設障害福祉サービスを実施するものとする。

（施設の名称等）
第３条　施設障害福祉サービスを提供する指定障害者支援施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（1）主たる事業所
　　名　称　高森荘
　　所在地　長野県下伊那郡高森町山吹 4473 番地 1 号
（2）従たる事業所
　　名　称　松川事業所
　　所在地　長野県下伊那郡松川町元大島 3000 番地 2 号

（提供する施設障害福祉サービスの種類）
第４条　施設において提供する施設障害福祉サービスの種類は次のとおりとする。
（1）施設入所支援（主たる事業所）
（2）生活介護（主たる事業所及び従たる事業所）

（職員の職種、員数及び職務の内容）
第５条　施設には、常勤の管理者を 1 名置くものとし、次の業務を行うものとする。
（1）職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、施設の職員に対し、法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うこと
（2）サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させること
２　前項のほか、施設には次に掲げる職種、員数の職員を置くものとする。
（1）サービス管理責任者　１名以上（常勤職員）
（2）看護師　１名以上（常勤職員）
（3）生活支援員　＊各事業所１名以上（常勤職員）
・生活介護　１０名以上（主たる事業所９名以上、従たる事業所１名以上）
・施設入所支援　１名以上

（4）栄養士　１名以上（常勤職員）
（5）運転担当職員兼生活支援員
（6）調理員
（7）事務員
3　前項の職員のうち、施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの職員の職種及び職務の内容は次のとおりとする。
（1）施設入所支援
（ア）サービス管理責任者
サービス管理責任者は、次の業務を行う。
① 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討する。なお、支援内容の検討において、サービス管理責任者は、第 28 条に定める地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえる。
② アセスメントに当たっては、利用者自らが意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
③アセスメントに当たっては、利用者に面接を行う。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得る。
④ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成する。
⑤ 施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対するサービスの提供に当たる担当者等（地域移行等意向確認担当者を含む）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、施設障害福祉サービス計画の原案について意見を求める。
⑥ 施設障害福祉サービス計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した施設障害福祉サービス計画を記載した書面を利用者に交付する。
⑦ 施設障害福祉サービス計画の作成をした際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付する。
⑧ 施設障害福祉サービス計画作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握

（利用者のついての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも６ 月に１回以上施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて施設障害福祉サービス計画を変更する。

⑨モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。

・定期的に利用者に面接する

・定期的にモニタリングの結果を記録する

⑩ 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握する。

⑪ 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、地域生活への移行に向けた支援を行う。

⑫ 他の職員に対する技術指導及び助言を行う。なお、 業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努める。

⑬ 第１項（１）①から⑦までは⑧に規定する施設障害福祉サービスの変更についても同様とする。

（イ）生活支援員

生活支援員は、夜間及び土・日曜・休日等において、排泄又は食事の介護や日常生活上の相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う。

（ウ）栄養士

栄養士は、他部署及び関係機関との連絡調整を図りながら、利用者の心身状況及び嗜好を考慮するとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法の指導を行うとともに、利用者の食生活全般の業務及び栄養支援を行う。

（エ）調理員

調理員は、調理業務、厨房、食品倉庫食堂等の給食に関する場所の清掃、整理その他給食に関する業務を行う。

（2）生活介護

（ア）サービス管理責任者

サービス管理責任者は前号（ア）に規定する業務内容を行う。

（イ）看護師

看護師は、協力医療機関又は利用者の主治医の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

（ウ）生活支援員

生活支援員は、主として昼間において入浴、排泄又は食事等の介護、洗濯及び清掃等の家事支援、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援並

びに生産活動、創作的活動、社会参加の機会の提供及び地域生活移行に関すること、その他の身体機能又は生活能力向上のために必要な支援を行う。合わせて支援の記録及び保管に関することを行う。

（エ）運転担当職員兼生活支援員

運転担当職員は、利用者の送迎、移送支援及び生活支援を行う。

（昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間等）

第６条　施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（1）生活介護

（ア）営 業 日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、１２月２９日から１月３日までを除く。

（イ）営業時間　午前８時３０分から午後５時３０分までとする。

（ウ）サービス提供日　年中無休

（エ）サービス提供時間　午前９時から午後５時までとする。

（利用定員等）

第７条　施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員は次のとおりとする。

（1）施設入所支援　40 名

（2）生活介護　50 名

（ア）主たる事業所　44 名

（イ）従たる事業所　６名

２　施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行わないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（施設障害福祉サービスの内容）

第８条　施設が提供する施設障害福祉サービスの内容は、次のとおりとする。

（1）施設障害福祉サービス計画の作成

（2）施設入所支援

施設が提供する施設入所支援の内容は、主として夜間において、次に掲げる便宜を供与するものとする。

（ア）食事の提供

①正当な理由なく、食事の提供を拒まないものとする。

②食事の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

③食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に

食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

（イ）入浴又は清拭

入浴について必要に応じて介助や確認を行い、利用者の心身の状況により、入浴が困難な場合には清拭などを適切な方法で行うものとする。

（ウ）排泄の自立についての必要な援助

適切な排泄援助を行うとともに、自主排泄を目指した適切な支援を行うものとする。

（エ）身体等の介護

介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

（オ）生活相談

（カ）健康管理

常に利用者の健康の状況に注意するとともに、毎年２回定期に健康診断を行うものとする。

（キ）（ア）から（カ）に掲げる便宜に附帯する便宜

離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(3)　生活介護

施設が提供する生活介護の内容は、主として昼間において次の便宜を供与するものとする。

（ア）食事の提供

（イ）入浴又は清拭

（ウ）身体等の介護

（エ）生産活動

年間を通じて軽作業等の生産活動（委託加工）の機会を提供するものとする。

＜作業種目＞製函・ダンボール組立・紙器加工・水引・部品組立等

（オ）創作的活動

（カ）身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

身体機能の維持向上や、食事・家事等の日常生活能力を向上するための訓練等を行うものとする。

（キ）生活相談

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする

（ク）健康管理

（ケ）送迎サービス

（コ）（ア）から（ケ）に掲げる便宜に附帯する便宜

離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

（4）社会生活上の便宜の供与

（ア）施設は、適宜利用者のためのレクレーション行事を行うものとする。

（イ） 施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者及びその家族の同意をもって行うものとする。

（ウ）施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

（5）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

（2)から(4)に附帯するその他必要な指導、相談、助言。

（施設障害福祉サービスを提供する主たる対象者）

第９条　施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに定める主たる対象者は、次のとおりとする。

（1）施設入所支援

身体障害者

（2）生活介護

身体障害者

（利用者から受領する費用の額等）

第１０条　施設は、施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から法第 29 条第３項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、提供した施設障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

３　前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

（1）施設入所支援

（ア）食事の提供に係る費用及び光熱水費

① 朝食　１食につき 352 円（うち食材料費 170 円）

② 昼食　１食につき 620 円（うち食材料費 320 円）

③ 夕食　１食につき 525 円（うち食材料費 232 円）

④ 光熱水費　月額 10,000 円（日額 328 円） 実費に相当する額とする。

ただし、法第 34 条第１項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下、「令」という。）第 21 条の３第１項に規定する食費等の費用基準額を、又は法第 34 条第２項において準用する法第 29 条第６項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり施設に支払われた場合は、令第 21 条の３第１項に規定する食費等の負担限度額を限度とする。

（イ）日用品費の実費
（ウ）被服費の実費
（エ）その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
（2）生活介護
（ア）創作的活動に係る材料費（実費）
（イ）入浴サービスに係る光熱水費
（ウ）日用品費の実費
（エ）食事の提供に係る費用
１食につき 620 円（うち食材料費 320 円）
ただし、令第 17 条第２号から第４号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、１日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
（オ）送迎サービスの提供に係る費用
① 次条に規定する通常の事業の実施地域
事業所から片道１０㌔メートル未満の場合、送迎加算の１割負担とする。
② 上記①以外の地域及び通常の事業の実施地域で片道１０㌔メートル以上
原則としてサービスの提供は行わない。諸事情により提供した場合には移動に要する実費（燃料費等）と送迎加算額の差額とする。
（カ）その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費
４　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
５　第１項から第３項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

（昼間実施サービスに係る通常事業の実施地域）
第 11 条　施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。
（１） 生活介護
（ア）主たる事業所
飯田市、下伊那郡の全域と上伊那郡（中川村・飯島町）の区域とする。
（イ）従たる事業所
飯田市、下伊那郡の全域と上伊那郡（中川村・飯島町）の区域とする。

（生産活動）
第 12 条　施設は、生活介護における生産活動の機会の提供に当っては、地域の実情並びに

製品及びサービスの需給状況を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努めるものとする。また、生産活動の実施に当っては、安全、利用者への負担、効率等を配慮し行うものとする。

（工賃の支払等）
第１３条　施設は、生活介護の利用者が生産活動に従事した場合は、別に定める工賃支払規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）
第１４条　施設は、施設障害福祉サービスを提供する際は、利用者に対し、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。
（１）インフルエンザ等の感染する疾病に罹患した場合、医師の完治連絡が出るまで通常のサービス利用はできないこと。
（２）施設内の設備、器具は本来の用法に従って利用し反した利用で破損させないこと。
（３）貴重品は自己の責任において管理すること。自己管理ができない又は不安がある場合は申し出により施設の預かりサービス等を活用すること。
（４）喫煙は決められた時間に決められた場所で行うこと。
（５）他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動については自制すること。
（６）火気の取扱いに注意し火災予防に努めること。
（７）常に身辺の清潔に注意し衛生的な環境の維持に努めること。
（８）無断で設備・備品の位置及び形状を変更し又は損害を与えないこと。

（利用者負担額等に係る管理）
第１５条　施設は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第 29 条第３項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 17 条に規定する負担上限月額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

（施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い）
第１６条　施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事

情がある場合を除き、退院後再び当該施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにするものとする。

（勤務体制の確保等）

第１７条　施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者の兼務関係等を明確にした勤務表を毎月作成するものとする。

２　施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設の職員によって当該サービスを提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない次の業務については、第三者に委託するものとする。

（1）施設内外の清掃業務

（2）リネン等の洗濯業務

（3）施設設備の修繕等

（4）前各号のほか、施設の維持・管理・運営上必要な業務であって、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務

（衛生管理、感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策等）

第１８条　施設は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

２　施設は、施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう感染症マニュアルを作成するとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保つこととし、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図る。

（2）感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

（緊急時等における対応）

第１９条　施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

２　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）
第２０条　施設障害福祉サービスの提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、県及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
２　施施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）
第２１条　施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害その他の非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。
２　施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（業務継続計画（BCP）の作成）
第２２条　施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
２　施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
３　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（苦情解決）
第２３条　施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。
２　施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。
３　提供した施設障害福祉サービスに関し、法第 10 条第１項の規定により市町村が、また、法第 11 条第２項の規定により長野県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該市町村の職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は長野県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は長野県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
４　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（カスタマーハラスメントへの対応）

第 24 条　施設は利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害する恐れのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な施設サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとする。

２　前項に定めるカスタマーハラスメントには、次に掲げる行為を含むものとする。ただし、これらに限られるものではない。

（1）暴言、威圧的な言動、人格を否定する発言

（2）業務の範囲を超える過度又は不当な要求

（3）合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム

（4）その他、職員の就業環境を著しく害する行為

３　施設は、職員が安心して相談できる相談体制を整備し、職員研修や対応マニュアルを整備して、必要に応じて法人本部、関係機関等と連携しながら対応するものとする。

４　施設はカスタマーハラスメントが発生した場合、複数名による対応、事実関係の記録、管理者への報告等を行い、状況に応じて適切な対応を講ずるものとする。

５　カスタマーハラスメントが継続し、又は著しく悪質であると認められる場合には、サービス提供方法を見直しその他必要な措置について、利用者又はその家族等と協議を行う場合がある。

（個人情報の保護）

第２５条　施設は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２　施設の職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

３　施設の職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、施設の職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、施設の職員との雇用契約の内容とする。

４　施設は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項）

第２６条　施設は、利用者への虐待の防止、差別の禁止その他人権の擁護のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（2）成年後見制度の利用支援（権利擁護）

（3）苦情解決体制の整備

（4）自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等

（5）職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的な研修の実施

（6）虐待防止のための対策を検討するための委員会（テレビ電話装置等の活用可）の定期的な開催及び結果の周知徹底
（7）前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
（8）その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な措置

（身体拘束の禁止）
第２７条　施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
２　施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。
３　施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
（1）身体拘束等の適正化のための指針の整備
（2）職員に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
（3）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）の定期的な開催及び結果の周知徹底

（地域との連携等）
第２８条　施設は、サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。
２　施設は、サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等の活用可）（以下、「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
３　施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が施設等を見学する機会を設ける。
４　施設は、第２項の報告、要望、助言等についての記録を作成し、公表する。
５　前三項の規定は、施設が提供するサービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として、長野県が定めているものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）
第２９条　施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用に関する意向の定期的な確認（以下、「地域移行等意向確認等」という。）を適切の行うため、地域移行等意向確認

等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任する。
２　地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告する。
３　地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、指定特定相談支援事業者等と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努める。

（協力医療機関等）
第３０条　施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。
◯協力医療機関：下伊那赤十字病院（下伊那郡松川町元大島 3159-1）
：下伊那厚生病院　（下伊那郡高森町吉田 481-13）
：飯田市立病院　　（飯田市八幡 438）
２　施設は、次のとおり協力歯科医療機関を定める。
◯協力歯科医療機関：ＪＡみなみ信州歯科診療所（飯田市鼎東鼎 281）
３　施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努める。
４　施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応について協議を行う。

（その他運営に関する重要事項）
第３１条　施設は、職員の資質の向上のために研修（障害者の人権の擁護、虐待防止等を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
（1）採用時研修　採用後３ヵ月以内
（2）継続研修　　年２回
２　施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
３　施設は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
４　施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から５年間保存するものとする。
５　施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則
この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
附則
この規程は、平成２５年４月１日から施行する。
附則
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
附則
この規程は、平成３０年６月１日から施行する。
附則
この規程は、令和４年４月１日から施行する。（一部改正）
附則
この規程は、令和４年６月１日から施行する。（一部改正）
附則
この規程は、令和５年４月１日から施行する。（一部改正）
附則
この規程は、令和５年７月１日から施行する。（一部改正）
附則
この規程は、令和６年４月１日から施行する。（一部改正）
附則
この規程は、令和６年７月１日から施行する。（一部改正）
附則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。（一部改正）

附則
この規程は、令和８年10月１日から施行する。（一部改正）